令和５年度版

保育園入園のご案内

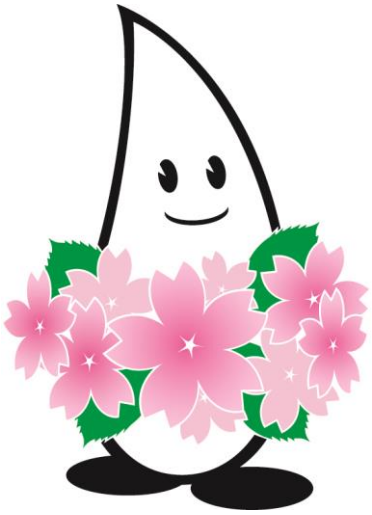

伊那市のイメージキャラクター　イーナちゃん

伊那市役所　子育て支援課　保育係
〒396-8617
伊那市下新田 3050 番地
電話番号　0265-78-4111
（内線 2326）

１　保育園とは　・・・・・・・・・・・・・P2
２　保育の必要性の認定　・・・・・・・・・・・・P2
３　入園申込みに必要な書類等　・・・・・・・・・・・・P3
４　保育を必要とする理由　・・・・・・・・・・・・P4～5
５　保育の必要な時間　・・・・・・・・・・・・・P6
６　保育時間及び休園日等　・・・・・・・・・・・・P7
７　申し込みから入園までの流れ　・・・・・・・・・・・・P7～8
８　入園の調整等について　・・・・・・・・・・・P8
９　保育料算定に必要な書類　・・・・・・・・・・・・P9
１０　保育料及び副食費について　・・・・・・・・・・・P10～１３
１１　延長保育・休日保育・病児病後児保育等・・・・・・・・・・・P１４～１５
１２　保育の内容について　・・・・・・・・・・・・P16～１７
１３　保育園の給食について　・・・・・・・・・・・・P１８
１４　日本スポーツ振興センター災害共済給付について・・・・・・P１８
１５　入園後、家庭状況等に変更があった場合・・・・・・・・・・・P１９
１６　園児服について　・・・・・・・・・・・・P１９
１７　認可保育園一覧　・・・・・・・・・・・・P２０
１８　よくある質問　・・・・・・・・・・・・P２１
１９　申込書類記入例　・・・・・・・・・・・・P２２～２８

１　保育園とは

保育園は、保護者が就労や病気などにより児童を保育できない間、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。

《伊那市の保育》

「生きる力のある子ども」を育むため、共通の保育目標を掲げ、規模や地域性を生かした特色のある保育を行っています。また、保護者の希望に応じて、未満児保育、延長保育等を実施しています。

（保育理念）

○　すべての子どもを愛し、まもり、保護者や地域に信頼される保育園を目指します。

（保育方針）

○ 一人ひとりの人権や主体性を尊重しながら、子どもの育ちや保護者の子育てを支えます。

○ 伊那市の豊かな自然や伝統ある文化の中で、地域社会と連携して、子どもを育てる環境づくりに努めます。

○ 豊かな愛情をもって接し、保育内容を充実するために知識の習得と技術の向上に努めます。

２　保育の必要性の認定

小学校就学前のお子さんをお預かりする施設としては、保育園のほかに認定こども園と幼稚園があります。両親が共に就労している等により「保育が必要である理由」として認められる場合には２号又は３号の保育認定となり、保育園又は認定こども園に入園できます。

保育認定に該当しない場合は、教育認定の１号認定の対象となり、３歳から幼稚園又は認定こども園に入園できます。

教　育　認　定

〈利用できる施設〉

- 幼稚園
- 認定こども園（教育）

１号認定

保育を必要としない
３～５歳児

保　育　認　定

〈利用できる施設〉

- 保育園
- 認定こども園（保育）

２号認定

保育を必要とする
３～５歳児

３号認定

保育を必要とする
０～２歳児

※「保育を必要とする理由」…P４～５に記載

※０～２歳児で保育を必要とする理由に該当しない場合は、必要に応じて民間託児や一時預かりなどの利用ができます。

令和５年度・在籍クラス年齢表

クラス	児童生年月日	クラス	児童生年月日
年長 （５歳児）	平成29年4月2日～平成30年4月1日	２歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
年中 （４歳児）	平成30年4月2日～平成31年4月1日	１歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
年少 （３歳児）	平成31年4月2日～令和2年4月1日	０歳児	令和4年4月2日～

３　入園申込みに必要な書類等

（１）「令和５年度保育園等入園申込書」および「入園に関する確認票」

必要箇所をあらかじめ記入及び押印のうえご持参ください。

（２）「就労証明書」等の保護者が児童の保育に当たれない状況を証明する書類

保育を必要とする理由や就労の種類などにより、必要となる書類が異なります。

また、保護者以外に親族と同居している場合は、その親族の就労等を確認する書類が必要になる場合があります。（詳細は次ページの表）

（３）「おたずね表」

年齢ごとに様式が異なりますのでご注意ください。

（４）「伊那市税・料金等口座振替依頼書」

保育料は、原則として口座振替払いとなります。

兄弟姉妹ともに同じ口座からの引き落としになります。

既に上のお子さんについて提出いただいている方は必要ありませんが、口座を変更する場合はご提出ください。

（５）印鑑（口座の届出印）

書類に押印漏れがあった場合に必要になります。

（６）マイナンバー及び身分を確認できる書類の提示

申込書に記載されたマイナンバーや住所地等が正しいことを確認するため「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知書と運転免許証等」の提示が必要になります。

別紙「保育園・認定こども園の入園申込等でマイナンバーの記載が必要になります」をご覧ください。

（７）委任状（入園申込書の申請者本人が提出する場合は不要）

受付窓口に来られた方が、入園申込書の申請者ではなく、その代理者の場合は、申請者から委任された者であることの確認が必要になります。

申請者ご本人が受付窓口に来られる場合は必要ありません。

４　保育を必要とする理由（保育園に入園できる要件）

保育園へ入園できる児童は、保護者双方が保育を必要とする事由のいずれかに該当し、家庭において児童の保育ができないと認められる場合です。（保育の必要性の認定）

集団生活を経験させたい、幼児教育の場として利用したいという理由だけでは入園できません。

保育を 必要とする理由	説明及び必要書類等
(1) 就労 （家事以外であること）	《就労時間・日数について》 ① **外勤の場合** **就労時間の基準は、概ね１日当たり４時間以上、かつ** **就労日数が週４日以上です。（月 64 時間以上の就労）→申込書の調査票欄６** ・0.1.2 歳児クラスについては、内職は認められません。 〔育児休業から復帰をされる場合〕 入園を希望できる期間の始期は、育児休業復帰予定日のおよそ２週間前からです。ただし、入園を希望する保育園の未満児保育対象年齢に達していなければ不可。 ※　例　10 月１日（子の１歳の誕生日）から復帰予定の場合 ９月１７日以降から入園を希望することが可能。 ただし、希望する保育園の未満児保育対象年齢が満１歳の場合は不可。 〔育児休業取得中の場合〕 〇未満児クラス 以前から就労を理由に入園されており、数か月後に復職予定で保育園の定員に余裕があるなど、育児休業取得に伴う継続利用申請が認められる場合に、育児休業取得後も継続して在園ができます。→保育係までお問い合わせください。 〇年少クラス以上 クラス定員に余裕がある場合は継続して在園ができます。申込書の保育の実施を必要とする理由は、その他の欄に育児休業の記載をしてください。 提出書類　就労証明書　同居の６５歳未満の祖父母の方については、勤め先の健康保険被保険者証の写し（国民健康保険・被扶養者を除く）でも可。 ② **自営業の場合** 就労時間等は①と同じです。　**→申込書の調査票欄４** 提出書類　・就労状況申出書　・事業を確認できる書類または出荷伝票等 例：「開業届」「営業許可証の写し」「請求書・受注表等の写し」 「源泉徴収票や就労者の確定申告書（控）の写し」等 ③ **農業の場合** 就労時間等は①と同じです。 〇出荷していること　〇従事者１人について田 30a または 畑 20a 〇年間就労日数 200 日以上　が目安です。　**→申込書の調査票欄３** 提出書類　・就労状況申出書　・出荷伝票の写し等

保育を 必要とする理由	説明及び必要書類等
(2) 出産	出産予定日の２か月前から出産３か月後の月末までの期間限定の入園となります。 （多胎児は予定日の４か月前から出産６か月後の月末まで。） 提出書類 申込み時　　：母子健康手帳のコピー等予定日が確認できる書類。 期間延長の場合：医師の診断書等
(3) 病気、負傷、心身の障害等	提出書類　　→申込書の調査票欄５(2) 障害者手帳等の写し、又は医師の診断書、証明書類
(4) 病人等の介護	提出書類　　→申込書の調査票欄５(3)①② 介護又は看護の状況の申告及び介護を受ける方の身体障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し、又は、医師の証明等確認のできるもの。
(5) 災害復旧	提出書類　罹災証明等
(6) 求職活動（内定、起業準備も含む）	入園後３か月以内の就労が要件となります。内職は認められません。 ・３か月以内に「就労証明書」の提出がない場合は、退園していただくことになります。 ・３か月を経過しても就職先が見つからない場合は、求職活動状況報告書の提出が必要になります。 提出書類　就労後直ちに、就労証明書を提出（申込み時に就職内定者も提出が必要）
(7) 就学	職業訓練受講中、大学に通学している等（趣味の講座・カルチャーセンター等は除く。） 提出書類　学生証の写し等

（注１）「０～２歳児を家庭で保育すること」を、保育を必要とする理由に認める場合があります。
３～５歳児クラスに限り、定員に余裕がある場合のみ入園を認めます。

（注２）次の同居の祖父母がいる家庭についても、保育を必要とする理由の確認が必要です。
60 歳未満の同居の祖父母についても、保育を必要とする事由を確認します。
０歳児から３歳児（年少児）の児童については、65 歳未満の同居の祖父母についても、保育を必要とする事由を確認します。
それぞれ、クラス定員を超えて申込みがあり、選考が必要な際に参考とさせていただきます。

５　保育の必要な時間（保育必要量）

保育必要量は、「最長で保育園を利用することができる時間」です。就労時間等によって次のどちらかの設定になります。

（１）標準時間認定　＝　最長で１１時間の保育

保育の必要のある世帯の保護者双方の就労時間がそれぞれ１か月１２０時間以上
（その他、就労証明書等から 8:00～16:00 の範囲外の保育が必要と認められる場合）

←――― １１時間（利用可能な時間帯＝保育必要量）―――→

平日	7:30～8:00	原則的な保育時間（８時間） 8:00～16:00	16:00～18:30	延長保育（一部の園） 18:30～19:00

（２）短時間認定　＝　最長で８時間の保育

保育の必要のある世帯の保護者双方またはいずれかの就労時間がそれぞれ１か月１２０時間未満
（認定には最低で１か月６４時間以上の就労が必要（P４参照））

←　８時間（利用可能な時間帯＝保育必要量）　→

平日	延長保育 7:30～8:00	原則的な保育時間（８時間） ＝　利用可能時間帯 8:00～16:00	延長保育 16:00～ 18:30 又は 19:00

【その他特記事項】

- ○ 土曜保育、休日保育は利用時間等が異なります。
- ○ 保育必要量を超える場合は「延長保育」となり、別途料金がかかります。（P１４参照）
  延長保育の実施時間は園により異なります。
- ○ 保育必要量の認定は上記を原則とし、家庭の事情や勤務時間体系等による特殊なケースについては、国の指針等に基づき認定を行います
- ○ 転職や退職等により、年度の途中で保育必要量が変わる場合は、別途申請が必要です。
  出産による産前産後の期間が過ぎた後は、短時間認定に変更になります。（P１９参照）

６　保育時間及び休園日等

（私立保育園については保育園に直接おたずねください。）

（１）平日の保育時間

公立保育園は、年間を通じて、月曜日から金曜日の平日は、次の時間帯が最長の保育時間です。なるべく早い時間のお迎えに協力いただきます。それ以外の時間は、延長保育になります。

［標準時間認定］　午前７時３０分から午後６時３０分まで

［短時間認定］　　午前８時から午後４時まで

（２）土曜保育

実施園での保育となります。保育時間は 8 時から 12 時までで、それ以外の時間は延長保育となります。実施園は認可保育園一覧でご確認ください。（Ｐ２０参照）

（３）希望保育

土曜日、お盆の期間中および前後、年度末・年度初めは、希望保育となる場合があります。

（４）慣れ保育

入園後、お子さんが保育園に無理なくなじめるよう慣れ保育があります。

期間は登園日で数えて１０日間、（午前 11 時の帰宅を５日間、昼食を食べて午後０時 30 分の帰宅を５日間）実施します。慣れ保育期間について保育料の減額はありません。

（５）休 園 日

日曜・祝祭日、および 12 月 29 日から１月３日です。

（６）保育園の見学

自由に見学できますが、園の行事やお散歩の時間など、ご案内できない場合がありますので、見学をご希望の方は、希望する保育園へ事前にお問い合わせください。

※感染症の拡大状況等によっては、施設内への立入りを制限する場合があります。

７　申し込みから入園までの流れ

（１）令和５年４月からの入園予定の場合

１０月７日・８日
入園説明会
申込書類配布

⇨

１０月２４日～
入園受付
（書類審査・面接）

⇨

１１月～１月
入園要件審査
入園保育園調整、準備

⇨

２月～
「入園内定通知書」送付

⇨

３月上旬
各保育園の入園説明会

⇨

４月第１週
入園式

- ○　第１希望の保育園に入れず、**第２希望以降に調整する場合は１月末までにご連絡します。**
- ○　１０月２９日までに申し込みを済まされた方で、**１月末までに連絡のない場合は、第１希望の保育園に入園ができる見込み**とお考えください。
- ○　内定した園のお知らせについては、２月末までに「入園内定通知書」を郵送します。
- ○　申込みをされた内容が事実と異なる場合には、入園を取り消すことがあります。
- ○　必要書類がそろっていない場合は、選考できませんので漏れなくご用意ください。

（２）年度途中からの入園予定の場合

基本的には、４月からの入園の場合と同様の流れとなりますが、「入園内定通知書」の送付以降の日程が異なる場合がありますし、入園式はありません。

（３）広域保育について

原則、住所地の市区町村の保育園に入園することが基本となります。単に年度途中に転出する場合は広域保育の対象とはならず、里帰り出産等特別な事情を認められる場合に限ります。事前にご相談ください。

伊那市の方が、伊那市外の保育園への入園を希望する場合

ア　２・３号認定の場合

延長保育の時間等お子さんの負担を考慮し、希望する保育園の所在する市区町村との協議を経てから決定します。

申込書類の提出および、基本保育料の納付先は伊那市になりますが、市区町村によって申込み締切日等が異なりますので、事前に、入所希望保育園のある市区町村へお問い合わせの上、お越しください。

イ　１号認定の申請の場合

入園決定は施設で行いますので、直接各園へお問合せください。

伊那市外の方が、伊那市内の保育園への入園を希望される場合

住所地の市区町村が申込みの窓口となります。

８　入園の調整等について

（１）５人以上の希望があればすべての保育園で、未満児保育・延長保育を実施します。

（２）入園希望が定員を上回る場合は、第２、第３希望の保育園に入園していただくことがあります。

（３）入園の選考（調整）と決定希望の保育園への入園は、申込書類により審査を行い、入園を決定します。定員を超えて申し込みがあった場合は、調整基準に基づき「入園の必要度」が高い順に入園を決定します。

保育への入園調整基準

①　保育に欠ける度合いの高い児童であるかどうか。

②　入園希望児童の兄、姉がすでに在園している児童であるかどうか。
または、お子さんが３人以上いる世帯（多子世帯）であるかどうか。

③　延長保育、未満児保育等が児童に必要であるかどうか。

④　保育料低階層世帯であるかどうか。

⑤　保育士等の資格があり、入園後伊那市内の保育園（私立を含む）へ勤務する意志があるかどうか（原則フルタイム勤務）
→「保育士優先調整に関する届出書」の提出が必要

※　申込児の兄弟姉妹である在園児・卒園児の保育料が滞納されている場合は、入園内定が保留されることがあります。

（４）入園の解除について

次のような場合には、保育園を退園していただきます。

ア　保育の実施要件を満たさなくなった場合

イ　保育の実施期間が終了した場合

ウ　入園後、集団生活に支障をきたした場合

エ　虚偽の申請の事実が判明した場合

オ　伊那市外へ転出した場合

９　保育料算定に必要な書類（父母および家計の主宰者についてご用意ください。）

（１）「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知書」をお持ちの方

保育園等入園申込書表面に父・母及びお子さんのマイナンバーをご記入ください。

マイナンバーによる情報連携により以下書類の提出を省略することができます。

（２）「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知書」をお持ちでない方

令和４年１月２日以降に伊那市に転入された場合、または単身赴任等で父または母の住民票が伊那市にない場合で上記マイナンバーに関する書類をお持ちでない方は、マイナンバーによる情報連携ができないため、保育料算定のために以下の書類が必要となります。

令和５年１月２日以降に伊那市に転入される方で、４月から８月の間に入園される場合は、下記の表①、②の両方について書類の提出が必要です。

※　確定申告をされた方（自営業の方を含む）は、別途書類の提出が必要となりますので、保育係にお問い合わせください。

		①　令和５年４月から８月分の保育料	②　令和５年９月から令和６年３月分の保育料
書類提出が必要な方		**令和４年１月１日時点で伊那市に住民票がない方**	**令和５年１月１日時点で伊那市に住民票がない方**
保育料算定に必要な情報		令和４年度市町村民税額	令和５年度市町村民税額
必要な書類	国内にお住まいだった場合	**令和３年分の所得・課税証明書** （令和４年１月１日の住所地の市区町村役場で発行） または **令和４年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書** （勤務先を通じて令和４年５～６月頃に配布）	**令和４年分の所得・課税証明書** （令和５年１月１日の住所地の市区町村役場で発行） または **令和５年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書** （勤務先を通じて令和５年５～６月頃に配布）
	海外にお住まいだった場合	国内給与、海外給与を合算した **令和３年分給与支払い証明書** （社会保険料控除額付記）	国内給与、海外給与を合算した **令和４年分給与支払い証明書** （社会保険料控除額付記）

１０　保育料及び副食費について

保　育　料

３歳未満のお子さんは、父母の所得に応じて保育料がかかります。
年少（３歳児）クラスから年長（５歳児）クラスまでのお子さんの保育料は無料です。
（延長保育料などは別途かかります。）

（１）保育料の金額

①　基本保育料は、令和４年 10 月現在基本保育料一覧（Ｐ１３参照）のとおりです。当該年度の４月１日現在の年齢により、年度中の保育料を決定します。

②　保育料の算定基礎となる税額は、両親（両親に一定の収入がない場合は家計の主宰者）の市町村民税額を合算したものです。

※　家計の主宰者とは、その家庭を維持していくために中心になって収入を得ている方を指します。

③　保育料の基準となる市町村民税額は、税額控除（住宅借入金等特別控除、配当控除等）前の金額です。

③　令和５年４月から８月までの保育料は、令和４年度市町村民税額により算定し、４月中旬に通知いたします。

④　令和５年９月から令和６年３月までの保育料は、令和５年度市町村民税により算定し、９月中旬に通知いたします。

＜おおよその保育料の出し方＞

父・母の<u>税額控除前所得割額</u>を合算し、料金表にあてはめるとおおよその保育料がわかります。
（住民税が給料天引の方は、勤務先から５月頃に配布される下記の書類をご確認ください。）

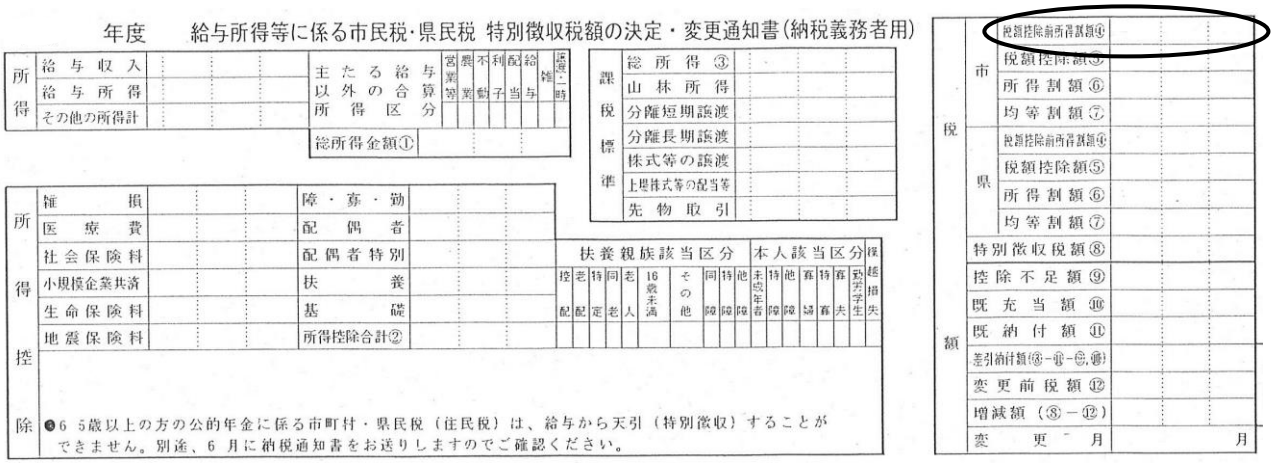
年度　給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	
	給与所得	
	その他の所得計	
	主たる給与以外の合算所得区分	営業等 / 農業 / 不動産 / 利子 / 配当 / 給与 / 雑 / 譲渡・一時
	総所得金額①	

課税標準	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

所得控除	雑損	
	医療費	
	社会保険料	
	小規模企業共済	
	生命保険料	
	地震保険料	
	障・寡・勤	
	配偶者	
	配偶者特別	
	扶養	
	基礎	
	所得控除合計②	

扶養親族該当区分：控配 / 老配 / 特定 / 同老 / 老人 / 16歳未満 / その他 / 同障 / 特障 / 他障
本人該当区分：未成年者 / 特障 / 他障 / 寡婦 / 特寡 / 寡夫 / 勤労学生 / 保証損失

●6 5歳以上の方の公的年金に係る市町村・県民税（住民税）は、給与から天引（特別徴収）することができません。別途、6 月に納税通知書をお送りしますのでご確認ください。

税額	市	税額控除前所得割額④
		税額控除額⑤
		所得割額⑥
		均等割額⑦
	県	税額控除前所得割額④
		税額控除額⑤
		所得割額⑥
		均等割額⑦
	特別徴収税額⑧	
	控除不足額⑨	
	既充当額⑩	
	既納付額⑪	
	差引納付額(⑧−⑩−⑨,⑩)	
	変更前税額⑫	
	増減額（⑧−⑫）	
	変更　月	月

（２）納付方法

①　<u>保育料は、特別な事情がない限り、口座振替でお願いします。</u>

〔口座振替日〕

・当月分を当月末日に引き落とします（12 月は 25 日）。
・引き落とし日が金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日となります。
・引き落としができなかった場合は、翌月の 10 日頃に再引き落としします。

②　<u>毎月の残高の確認をお願いします。引き落とし当日の入金では引き落としができない場合がありますので、必ず前日までに入金してください。</u>

〔現金納付を希望される方〕

・保育園を経由し納付書をお届けしますので、金融機関等で納付してください。

〔口座振替および納付書納付のできる金融機関等〕

八十二銀行　アルプス中央信用金庫　長野銀行　上伊那農業協同組合
長野県信用組合　長野県労働金庫　ゆうちょ銀行
コンビニエンスストア（納付書納付のみ）

③　督促や催告によっても保育料を納付されないときは、財産や給与などの差し押さえ、連帯保証人への請求等を行う場合があります。

（３）保育料の減額・免除

①　父と母（父母の所得がない場合は家計の主宰者）の市町村民税所得割の合算額が５７,７００円未満の世帯は、保護者と生計を一にする（*1）子から数えて第２子の保育料を半額、第３子以降の保育料は無料になります。

（*1）「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。たとえば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとします。

②　父と母（父母に所得がない場合は家計の主宰者）の市町村民税所得割の合算額が７７,１０１円未満の要保護世帯等（*2）は、保護者と生計を一にする子から数えて第１子の園児を半額、第２子以降の園児は無料となります。

（*2）「ひとり親世帯」、「在宅障害児（者）のいる世帯」、「その他の世帯」を示します。

③　２人以上同時に保育園に通園する場合は、２人目にあたる園児は半額に、３人目以降にあたる園児は無料になります。（①、②、③が対象でない世帯）

④　幼稚園等（*3）へ入所又は利用をしている就学前の兄弟姉妹がある場合、保育園に在園する園児が２人目にあたる園児は半額に、３人目以降にあたる園児は無料になります。

（*3）幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

⑤　生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の保育料は免除となります。

⑥　延長保育料には、２人目以降が減額になる特例はありません。ただし、ひとり親世帯は半額となります。

⑦　園児本人の病気・けがによる理由で保育園を休んだ時に限り、申請により、25 日以上欠席の場合は月額保育料の 100%減額、11 日以上欠席の場合は 50%減額になります。翌月に連続する欠席の場合でも該当になりますので保育園にご相談ください。

副　食　費

伊那市では、令和５年度から３歳以上児の副食費を無償化する予定です。
国の基準となる 4,500 円/月のところ、令和４年度までは 1,500 円/月を市が負担し保護者負担を 3,000 円/月に軽減しているところですが、令和５年度からはさらなる負担軽減のため、副食費の全額（4,500 円/月）を市が負担し、副食費を無償とする予定です。

【伊那市独自の軽減措置について】

保育料（３歳未満児）

１　軽減措置 ①

入園児が、保護者と生計を一にする子から数えて第３子以降の場合

多子世帯の保育料負担を軽減するため、従来の同時通園要件による軽減に加え、年齢・在園等に関係なく、保護者と生計を一にする子から数えて第３子以降については無料となります。

２　軽減措置 ②

令和５年４月から８月までの場合

入園児が、保護者と生計を一にする子から数えて第１子、第２子の場合で、

平成１８年１月２日から令和３年１２月３１日までに生まれたお子さんが３人以上いる世帯

みなし年少扶養の廃止に伴う、多子世帯の保育料負担の増加に対応するため、次のとおりお子さんの人数に応じた軽減をします。

ア　３人の場合　　保育料の階層を２階層下げた金額とします。
イ　４人の場合　　〃　　３階層下げた金額とします。
ウ　５人以上の場合　　〃　　４階層下げた金額とします。

※ 計算上階層が負数となる場合や第１階層となる場合がありますが、階層の下限は、第２階層となります。

○ 伊那市独自の軽減措置を受ける場合は、期限内の申請が必要になります。
（申請書は保育料金通知に同封します。）
また、この軽減の当該年度の前年以前の遡及はできませんのでご注意ください。

基本保育料(副食費)一覧　　令和4年10月時点　　（月　額）

階層	定　　義			保育料(副食費)月額(円)			
				短時間認定		標準時間認定	
				3歳未満児クラス	3歳以上児クラス	3歳未満児クラス	3歳以上児クラス
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0	0 (0)	0	0 (0)
2*	令和４年度市町村民税	市町村民税非課税	非課税世帯	0	0 (0)	0	0 (0)
3*		所得割非課税	均等割のみの世帯	10,000	0 (0)	11,000	0 (0)
4*		世帯の所得割額	48,600円未満	12,000	0 (0)	13,000	0 (0)
5*			48,600円以上 57,700円未満	14,000	0 (0)	15,000	0 (0)
6*			57,700円以上 66,500円未満	16,000	0 (3,000)	17,000	0 (3,000)
7*			66,500円以上 77,101円未満	18,000	0 (3,000)	19,000	0 (3,000)
8			77,101円以上 97,000円未満	21,000	0 (3,000)	22,000	0 (3,000)
9			97,000円以上 122,200円未満	27,000	0 (3,000)	28,000	0 (3,000)
10			122,200円以上 148,000円未満	28,000	0 (3,000)	29,000	0 (3,000)
11			148,000円以上 169,000円未満	29,000	0 (3,000)	30,000	0 (3,000)
12			169,000円以上 220,500円未満	31,000	0 (3,000)	32,000	0 (3,000)
13			220,500円以上 301,000円未満	33,000	0 (3,000)	34,000	0 (3,000)
14			301,000円以上 397,000円未満	35,000	0 (3,000)	36,000	0 (3,000)
15			397,000円以上	37,000	0 (3,000)	38,000	0 (3,000)

注１：令和５年度より、市独自の軽減として３歳以上児の副食費が無償となる予定です。

注２：私立園の場合、３歳児から５歳児まで、主食費が別途かかる場合があります。

注３：「＊」については、利用契約決定通知書において、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯）は〇－１、それ以外は〇－２と表示しています。

１１　延長保育・休日保育・病児病後児保育等

（１）延長保育

保護者の勤務時間や通勤時間等により、通常の保育時間内の送迎ができない場合は、保育時間を延長してお預かりします。 延長保育実施園および延長時間は認可保育園一覧（Ｐ２０参照）をご覧ください。なお、公立保育園では、新規入園児の延長保育は、慣れ保育終了後から開始になります。

《利用方法》　各保育園の入園説明会の際に、保育園に「延長保育申込書」を提出してください。入園後に申し込む場合は、各園に申込書がありますので、必要事項をご記入のうえ、保育園に提出してください。

《料　　金》　保育料とは別に月単位の延長保育料がかかります（下記参照）。
日割り計算はありませんが、利用回数の少ない方は、臨時利用（1 日単位の利用）もできます。　（私立園については園に直接おたずねください。）
※開始申請いただくと利用しなくても毎月の料金が発生します。また、中止申請は提出のあった月から反映します。

①・月ぎめ利用の場合　　（単位:円）

平　日　（月　額）				土　曜　日　（月　額）			
	時　間	未満児	幼　児		時　間	未満児	幼　児
朝・夕	30 分あたり	1,000	500	朝の延長	7:30 ～　8:00	750	370
				夕の延長	12:00～16:00	1,500	750
					12:00～ 17:00	2,000	1,000
					12:00～ 18:00	2,500	1,250
					12:00 ～19:00	3,000	1,500

② 臨時利用（1 日単位の利用）　　平日　30 分 200 円、　土曜日　30 分 250 円
※臨時利用料は３か月分をまとめて翌月の延長保育料に上乗せして請求します。
（7月・１０月・１月・３月）

（２）病児病後児保育

病気療養中及び病気回復期のお子さんを保育します。（最高連続７日間。）事前に利用登録の上、必要に応じて利用の申し込みをしていただきます。利用時には、別途医師の連絡票が必要になります。

※　感染症の拡大状況によって受け入れを制限する場合があります。

《実施場所》
伊那中央病院、上伊那生協病院（箕輪町）、まえやま内科胃腸科クリニック（駒ヶ根市）、のどかクリニック（飯島町）

《対象児童の年齢》
満 1 歳以上

《実施日時》
保育園開園日（土曜日および診療所休診日は除く。）午前８時から午後６時まで
まえやま内科胃腸科クリニックは土曜日も開園し、午前8時３０分から午後5時３０分まで

《申込み先》　子育て支援課保育係（各園に提出いただいても結構です。）

《料　　金》　無料（在園児以外は有料）

（3）休日保育

保護者の就労等のため、休日に家庭で保育できない場合に限り保育します。事前に利用登録が必要になります。

《実 施 園》　上の原保育園
《対象児童の年齢》満１歳以上
《実施日》　日曜・祝祭日（12 月 29 日から１月３日は除く。）
《実施時間》　[標準時間認定]　午前７時３０分から午後６時３０分
[短時間認定]　午前８時から午後４時まで
平日の延長保育を申込んでいる場合は、希望により延長保育も実施します。
《申込み先》　各保育園
《料　　金》　１時間あたり（年齢は年度初め４月１日現在の年齢）

年齢	料金
０歳児	６００円
１歳児	５００円
２歳児	４００円
３歳児以上	３００円

ただし、利用日前後１週間以内に、振り替えて平日に児童を休ませた場合には、料金はかかりません。

（4）一時的保育

保護者の急病、学校の行事、育児疲れ解消等の理由により、一時的に家庭保育ができない場合にお預かりし保育します。　（利用上限日数は、１か月に 12 日です。）

※原則市内に住所のある方または市内にご実家のある方のみの利用となります。

《対　象》　保育園等に入園していない満１歳以上の児童。(*1)
《実施園》　（公立）上の原保育園、竜南保育園、高遠保育園
（私立）伊那保育園、つくしんぼ保育園、認定こども園 伊那緑ヶ丘幼稚園、緑ヶ丘敬愛幼稚園、天使幼稚園
《実施日等》　保育園の開園日、開園時間内。（土、日曜日、祝日は実施しません。）
《利用方法》　（公立）上の原保育園にお申し込みください。
（私立）各園へお申し込みください。
《料　金》　１時間あたり（年齢は年度初め４月１日現在の年齢）

年齢	料金
０歳児	６００円
１歳児	５００円
２歳児	４００円
３歳児以上	３００円

・公立の場合上記の金額以外に、昼食を希望する場合は主食２０円、副食１５０円、おやつを希望する場合は午前２５円、午後５０円かかります。（私立の場合は各園にお問い合わせください。）
(*1)つくしんぼ保育園、認定こども園では１歳未満児もお引き受けできる場合があります。

１２　保育の内容について

保 育 目 標

『生きる力のある子ども』

- のびのびと遊ぶ
- 相手を思いやる
- 身近な自然に親しむ
- 自分の思いを言葉で伝えられる
- 意欲的に取り組む

各年齢の目標

0･1 歳児「あまえる」　保育士と一緒に安心して生活します。
２歳児「めばえる」　友だちとぶつかり合いながら、保育士を仲立ちとしてつながりをつくっていきます。
３歳児「なれる」　保育士や友だちと一緒に、好きな遊びを十分楽しみます。
４歳児「たくわえる」　友だちとイメージを共有しながら遊びを広げていきます。
５歳児「たかまる」　友だちと協力しながら、遊びを創っていきます。

遊び
自然・物・人と関わりたっぷり遊んで心と体を育てます。

がるがるっこ
食 育
読 育
木 育
体作り
交 流

生活
友だちと生活しながら、生活リズムや生活習慣を身に付けます。

小学校
- 相互参観
- 給食交流
- 交流保育
- 保小連絡会

地域
- 育児相談
- 未就園児とのふれあい保育（２歳児対象）
- 地域（園開放、園庭開放）
- 高齢者や小中高大学生との交流

関係機関
- 子ども相談室
- 小鳩園
- 子育て支援センター
- 子育て支援課
- 保健師

＊＊＊保育園での一日の生活の流れ＊＊＊

	登園・降園	０・１・２歳児	３・４・５歳児
７：３０	開園・登園		
	朝延長（標準保育）	朝延長（標準保育）	朝延長（標準保育）
８：００	登園	おはよう	おはよう
８：３０			
		自由あそび	自由あそび
		・戸外遊び	・戸外遊び
９：００		・室内遊び	・散歩
９：３０		おやつ	・室内遊び
			・絵本の読み聞かせ
		・散歩・戸外遊び	・制作
１０：００		・室内遊び	など
１１：１０			
１１：２０		昼食準備	
		昼食	
１２：００			昼食準備
１２：３０			昼食　　歯磨き
１３：００		午睡	着替え
			午睡
１４：３０			
		午睡終了	午睡終了
１５：００			
		おやつ	おやつ
１５：３０			
		降園準備	降園準備
			歌・絵本など
	降園	さようなら	さようなら
１６：００	夕延長（標準保育）	夕延長（標準保育）	夕延長（標準保育）
	できる限り 早い時間に降園		
１８：３０			

★午睡について

０歳～４歳児は一年中午睡を行っていますが、５歳児については秋～冬頃終了予定としています。どのクラスも午睡の必要性を伝えながら、その日の体調により眠れない子については、一人ひとりの状態をみて配慮します。

１３　保育園の給食について

（1）保育園給食の目標

① バランスのよい食事で健やかな成長や健康の増進をはかります。
② 様々な味との出会いで味覚を育てます。
③ 友達とのかかわりの中で、望ましい食習慣やマナーを身につけます。
④ みんなと一緒の楽しい食事を通し、豊かな心を育てます。

（2）保育園で一日に食べる量

・３歳未満児（１日の食事摂取基準のおよそ５０％）

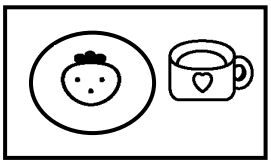

午前のおやつ

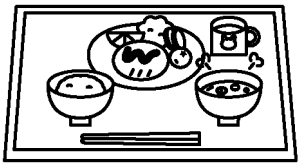

昼食

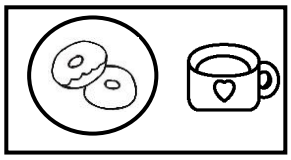

午後のおやつ

・３歳以上児（１日の食事摂取基準のおよそ４０％）

昼食

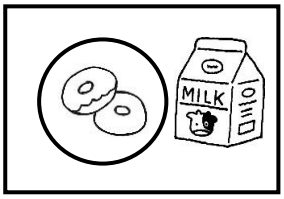

午後のおやつ

（3）お弁当に詰めるご飯の量・・・・３歳児（年少）の目安量は１００ｇです

３歳児（年少）以上のお子さんのご飯は、家から持参になります。普段おうちで食べている量をお弁当箱に詰め、担任やお子さんと話をしながら、量の調節をお願いします。

（4）食物アレルギーと保育園の給食について

食物アレルギーをお持ちのお子さんの給食は、医師の指示書（伊那市保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表）をご提出いただき、その指示内容にしたがって原因となる食品の除去等を行います。

献立表を事前にお渡しし、ご家庭と連絡をとりながら対応させていただきますが、献立によっては除去が困難な場合もあります。代替品をご持参いただくことがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

１４　日本スポーツ振興センター災害共済給付について

保育中または登園、降園中の負傷、疾病、障害又は死亡に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金給付を行う制度です。

経費を国、保育園の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度ですが、保護者掛け金分は、市が負担します。給付金は福祉医療との調整のうえ支給されます。

１５　入園後、家庭状況等に変更があった場合

（1）家庭状況の変更

仕事を辞めた・変えた、妊娠・出産、引っ越し、結婚・離婚などにより、申込時の状況や認定内容（記載内容）が変わる場合は、速やかに「家庭状況等変更届」を提出してください。

家庭状況の変更例		必要書類
就労状況の変更	転職	家庭状況等変更届・就労証明書
	退職	家庭状況等変更届 ※退職から３ か月以内にお仕事を始めていただく必要があります。
妊娠・出産		家庭状況等変更届・母子手帳の写し（表紙、分娩日の分かるページ）
市内転居		家庭状況等変更届
市外転出		退園届

（2）保育を必要とする事由の変更

保育必要量を変更する場合は「家庭状況等変更届」の提出が必要です。なお、保育必要量は月ごとの切替えになります。下表を参考に、変更希望月の前月末までに必要書類をご提出ください。

保育必要量の変更	必要書類
『保育短時間』から『保育標準時間』	家庭状況等変更届 及び 必要性の確認書類 （就労（予定）証明書等）
『保育標準時間』から『保育短時間』	家庭状況等変更届

１６　園児服について

（私立保育園については保育園に直接おたずねください。）

○ 下記店舗で購入できます。

店　　名	住　所	電　話	駐　車　場
大十呉服店	坂下区入舟町 3328	72-3015	セントラルパーク（旧市役所跡地）をご利用ください。
なかむら衣料	西箕輪大萱 7986	72-0479	店の前　　10 台
青木商店	東春近中殿島 2352	72-6315	店の左右数台
森本洋品店	西高遠　１７０４	94-2026	店の左右数台
カミリ	西高遠　１６４０	94-2027	店の前　　５台

○ 価　格（税込）

3L サイズまで　　夏服　２，８００円　　冬服　３，４００円

※３Ｌより大きいサイズの価格は各店へお問い合わせください。

１７　認可保育園一覧

保育園一覧

番号	保育園名	定員	未満児保育	延長保育	土曜保育実施園	郵便番号	地番	地区	電話番号（局番0265）
1	竜北保育園	110	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30	○	396-0023	山寺1499番地７	山寺区前橋町	72-4630
2	竜西保育園	120	８ヶ月～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～19:00	○	396-0025	荒井4408番地２	荒井区上荒井	72-6210
3	竜南保育園	90	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0026	西町6328番地１	西町区沢	72-5324
4	伊那西部保育園 （平成24年度～休園）	60				396-0032	小沢7788番地３	小沢区中小沢	73-4032
5	竜東保育園	220	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30	○	396-0014	狐島4255番地２	狐島区東	72-4415
6	上の原保育園	200	２か月～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～19:00	○	396-0008	上の原6066番地	上の原区	72-0577
7	伊那北保育園	120	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～19:00		396-0005	野底7913番地	野底区第一	78-2942
8	富県保育園	90	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0621	富県6562番地1	富県北福地区	72-5494
9	新山保育園	40	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0621	富県523番地1	富県北新区	72-5492
10	美篶保育園	150	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30	○	396-0111	美篶5437番地２	美篶中県区	72-6060
11	美篶西部保育園	120	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0111	美篶9598番地	美篶下川手区	78-2306
12	手良保育園	80	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0003	手良野口253番地	手良野口区	78-3070
13	東春近保育園	150	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30	○	399-4432	東春近932番地	東春近中組区	72-5837
14	西箕輪保育園	170	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30	○	399-4501	西箕輪3900番地138	西箕輪大萱	78-3402
15	西箕輪南部保育園	60	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		399-4501	西箕輪5044番地	西箕輪上戸区	73-4033
16	西春近北保育園	120	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		399-4431	西春近199番地	西春近小出一区	72-3263
17	西春近南保育園	90	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		399-4431	西春近7518番地６	西春近表木区	72-3264
18	高遠保育園	120	６か月～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～19:00	○	396-0215	高遠町小原442番地	高遠町 小原下常会	94-2209
19	高遠第２・第３保育園	45	１歳 ６か月～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0301	高遠町藤沢2255番地	高遠町藤澤 荒町	96-2102
20	長谷保育園	60	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0402	長谷溝口1317番地	長谷溝口	98-2291
21	私立　伊那保育園	60	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30	～15:00	396-0023	山寺3187番地	山寺区八幡町	72-3486
22	私立　つくしんぼ保育園	60	２か月～	朝 7:00 ～ 8:00 夕 16:00～19:00	○	396-0022	御園587番地2	御園区中部	78-4157

※1　伊那西部保育園は、入園希望者数によって開園する場合があります。

認定こども園一覧

23	私立　伊那緑ヶ丘幼稚園	117	６か月～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～19:00	～12:30	396-0026	西町7227番地2439	西町区	76-0033
24	私立　緑ヶ丘敬愛幼稚園	111	６か月～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～19:00	～12:30	396-0014	狐島3950番地	狐島区南	76-0035
25	私立　天使幼稚園	105	満１歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:00		396-0022	御園877番地1	御園区白山	72-4860

※1 詳細は、直接お問い合わせください。

１８　よくある質問

Ｑ1	入園の調整は先着順でしょうか。
Ａ1	先着順ではなく、保育園入園のご案内８ページの保育園への入園調整基準に基づき、入園の必要度が高い順に調整します。
Ｑ2	私立保育園・認定こども園への入園を希望しています。保育料の支払はどうなりますか。
Ａ2	私立園の保育料は伊那市で、認定こども園の保育料は各施設で徴収します。給食費は施設ごとの徴収となります。
Ｑ3	公立保育園と私立保育園・認定こども園では保育料は異なりますか。
Ａ3	保育料に違いはありません。基本保育料一覧のとおりです。給食費は主食費の有無や認定によって異なる場合がありますので、事前にご希望の園へご確認ください。
Ｑ4	就労の関係で月途中からの入園を希望しています。保育料は満額支払わなければならないのでしょうか。
Ａ4	月途中の入退園の場合、日割軽減の対象となります。
Ｑ5	年度途中での入園を希望していますが、いつ頃申し込めばよいでしょうか。
Ａ5	毎年行われる一斉申し込み（１０月ごろ）でお申し込みください。定員に余裕があれば年度途中での申し込みも受け付けます。入園をご希望の方は子育て支援課保育係の窓口へお越しください。（教育認定をご希望の方は直接園へお問合せ下さい。）
Ｑ6	就労を要件として入園したが、病気になり仕事を辞めることになりました。どのような手続きが必要でしょうか。
Ａ6	保育を必要とする要件が「就労」から「病気・負傷・心身の障害等」に変わるため、診断書などの医師証明書類、及び家庭状況等変更届をご提出ください。
Ｑ7	就労予定ですが、申込時点で就労証明書を提出することができません。
Ａ7	１０月の一斉申し込みの時点で就労証明書をご準備いただけない場合は仮の就労証明書をご記入いただきます。就労証明書をご提出いただくまでは正式な入園決定となりませんので、準備ができ次第必ずご提出ください。
Ｑ8	伊那市へ転入予定で保育園の入園を検討しています。どのような手続きが必要でしょうか。
Ａ8	入園申し込み書類（保育園入園のご案内３ページに記載）をご提出いただきます。転入前のお申し込みもできますので、申込書類に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
Ｑ9	離婚してひとり親になりました。保育料は無料になりますか。
Ａ9	保育料は親（親に一定の収入がない場合は家計の主宰者）の市町村民税額により算定されるため、ひとり親家庭でも保育料が無料になるとは限りません。
Ｑ１０	就労時間が変わり、短時間認定の１６時までのお迎えに間に合わなくなりました。標準時間認定への変更は可能でしょうか。
Ａ１０	新たに就労証明書をご提出いただき、勤務時間や通勤時間を確認の上、再度認定します。認定の変更は月ごとの切り替えとなりますので、変更をご希望の場合は前月中に必要書類をご提出ください。（保育園入園のご案内１９ページに記載）

１９　申込書類記入例

様式第

こちらに記入した方が申請者・保育料納付義務者となります。
別紙マイナンバーの資料と口座振替依頼書をご確認ください。

窓口に提出する日
（一斉受付日）

記入例

令和５年度　保育園等入園申込書

申込日　令和４年10月24日

〔兼施設型給付費・地域型保育給付費等支給申請書 兼児童台帳〕

（宛先）伊那市長

保育園等の入園について次のとおり申し込みます。

保護者氏名（申請者・納付義務者）　伊那　太郎
※署名または記名・押印

転入前の住所（令和３年１月以降転入の方）	都道府県　市区郡　町村　から　年　月　日 転入（予定）				
住所	伊那市　下新田　3050番地　〔行政区　区　町　組〕　電話　78 － 4111 （携帯電話　父）080－1234－5678　（携帯電話　母）090－1234－5678				
ふりがな 児童氏名	いな　ばなこ 伊那　花子	男・女	平成・令和　30年4月3日生	令和５年４月１日現在 年齢　4　歳	障害者手帳の有無 有り・無し
児童 個人番号（マイナンバー）	マイナンバーを記入してください。（児童・父・母）				
父 個人番号（マイナンバー）			母 個人番号（マイナンバー）		
入園を希望する保育園	第１希望　竜東　保育園（理由）家から近いため　8時30分～16時00分（7.5時間）希望				
	第２希望　長谷西部　保育園（理由）家から近いため　8時30分～16時00分（7.5時間）希望				
	第３希望　上の原　保育園（理由）勤務先から近いため　8時30分～16時00分（7.5時間）希望				
保育の実施を希望する期間	令和　5年　4月　1日　から　就学前まで　・　令和　年　月　日まで				
利用希望曜日（利用希望曜日に○をする。）	月　火　水　木　金　土　日				

保護者及び同居の家族

ふりがな 氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校・保育園等	勤務先等電話番号
		・　・			
		・　・			

住民票が別でも、一緒に住んでいる方を記入してください。

同じ敷地で建物が別々の場合は別居と判断します。

■家庭の状況は、該当する場合は必ず記入してください。

保育料の算定に影響することがあります。

■家庭の状況
1 単身赴任・別居世帯
2 幼稚園在園の兄弟姉妹
有り　・　無し
3 生活保護世帯
4 母子父子世帯
（　年　月～）
5 在宅障害者（児）世帯
障害者（児）
氏名＿＿＿＿＿＿
（以下該当項目に○をする。）
・療育手帳
・身体障害者手帳
・精神障害者保健福祉手帳
・国民年金等の障害年金
・特別児童扶養手当

第１希望に入園できないとき	1 第２希望以下で良い。　2 申込みを取り下げる。　3 空き待ちをする。		
保育の実施を必要とする理由	■保護者ごとに該当する番号を記入してください。（父母及び同居している65歳未満の祖父母） 父〔 1 〕 母〔 1 〕 祖父〔 1 〕 祖母〔 1 〕 祖父母は同居していなければ記入不要です。 育児休業取得（予定）の方は全員記入してください。 □育児休業予定期間　年　月　日から　年　月　日	1 居宅外労働（常勤・パート・農業・自営） 2 居宅内労働（内職・自営） 4 病気、負傷、心身の障害等	5 病人等の介護 6 家庭の災害等 7 求職中 8 就学中〔　　〕 9 その他〔　　〕

「家庭状況調査票」、「入園に関する確認票」を、併せて提出してください。この申込書及び添付書類等により得られた個人情報は、伊那市個人情報保護条例に基づき、入園選考、内定保育園等への情報提供及び保育料算定のためにのみ使用します。

担当課処理			
	認定の可否　可・否　認定者番号	認定区分	
	保育の実施　要・否　理由（　　）	給付内容　保育標準時間　保育短時間	
	入園決定＿＿＿＿園　実施期間　令和　年　月　日～就学前まで　令和　年　月　日まで		
	□データ処理　月　日	保育料＿＿階層＿＿＿＿円×＿＿＿＿	

家庭状況調査票

1　同居以外のきょうだい

有り・無し　どちらかに必ず○をしてください。

入園希望の児童と同居していない兄・姉の有無　（該当に○で囲んでください。）　（　有り　・　無し　）
保育料算定に必要なため、「有」に○をした場合は、下記に記入してください。

ふりがな 氏　名	生年月日　（年齢）	申込児 との続柄	住　所	勤務先・学校（園）等
	・　・（　歳）			
	・　・（　歳）			

2　祖父母の状況

	氏　名	年齢	同居・別居	住　所	電　話
父方	祖父		同居・別居		
	祖母				
母方	祖父				
	祖母		同居・別居		

同居・別居にかかわらず記入してください。

3　農業経営の状況

＊　出荷していること、従事者１人について田 30a または 畑 20a 年間就労日数 200 日以上が目安です。
＊　出荷伝票等の事業を確認できる書類を添付してください。
＊　就労状況申出書を添付してください。（児童の父母のみ）

区分	経営内容	出荷量	区分	経営内容	出荷量
水田					箱
果樹園					
農業従事者 父					日

児童の父母が該当する場合、就労状況申出書を添付してください。

出荷伝票等の事業を確認できる書類を添付してください。

日付がなるべく新しいもの

4　自家経営の状況

＊　就労時間の基準は、１日当たり概ね４時間以上、かつ就労日数が週４日以上です。（1 か月 64 時間以上）
＊　事業を確認できる書類を添付してください。
＊　就労状況申出書を添付してください。（児童の父母のみ）

事業名（商店・会社名）									
所在地									
事業内容（									
使用人数									
	月								
父									時間
母	日	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分	時間
祖父	日	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分	時間
祖母	日	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分	時間

児童の父母が該当する場合、就労状況申出書を添付してください。

事業を確認できる書類を添付してください。

（請求書・広告等）　日付がなるべく新しいもの

5 出産・病気・介護等の状況

該当する方のみ記入してください。

(1) **「母親の出産」が理由の方**　　出産予定日　令和　年　月　日　　※母子手帳確認者サイン

※ 提出の際母子手帳を持参、又は予定日のページのコピーを添付してください。

(2) **「病気、負傷、心身の障害等」が理由の方（父母及び同居している 65 歳未満の祖父母）**

身体障害者手帳等の写しが用意できない場合は、医師等の証明を下記に得てください。

証　明　書

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　生年月日 S.H　.　.　（児童との続柄　　）

傷病名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 加療期間　年　月　日～　年　月　日

□ 児童保育の可否　可 ・ 否

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　年　月　日

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿　医師等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

※署名または記名・押印

(3) **「病人等の介護」が理由の方（父母及び同居している 65 歳未満の祖父母）**

① 介護の状況について

介護が必要な方の氏名	（児童との続柄　　）
介護が必要な方の住所	1　同　居 2　別　居　住所
介護に当たる時間等	①　毎　日　平均＿＿時間　＿＿時～　＿＿時 ②　週＿＿日　平均＿＿時間　＿＿時～　＿＿時
介護を必要とする理由	傷病名＿＿＿＿＿＿＿＿ 身体障害者手帳＿＿種＿＿級　特別児童扶養手当＿＿級　療育手帳＿＿級 介護保険被保険者証要介護度　＿＿ その他〔　　〕
介護を必要とする期間	令和　年　月まで
介護内容	該当するものにチェックをしてください。 □食事の介助　□衣服の着脱　□入浴　□排泄　□送迎 □その他〔　　〕

② 介護が必要な方の証明

身体障害者手帳等の写しが用意できない場合は、医師等の証明を下記に得てください。

証　明　書

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　生年月日M.T.S.H.R　.　.

傷病名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 加療期間　年　月　日～　年　月　日　□ 介護の要否　要 ・ 否

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　年　月　日

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿　医師等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

※署名または記名・押印

6　就労の状況　（父母及び同居している 65 歳未満の祖父母について就労証明が必要です。）

児童の父母は、別紙「就労証明書」を添付してください。

同居している 65 歳未満の児童の祖父母は、下記該当箇所に証明を得てください。

注意！

就労時間の基準は、1 日当たり概ね 4 時間以上、かつ就労日数が週 4 日以上です。（1 か月 64 時間以上）
0.1.2 歳児クラスについては、内職は認められません。
（祖父母のみ）本人の健康保険被保険者証の写し（国民健康保険・被扶養者を除く）を添付した場合は、勤務先からの証明を省略することができます。

児童との続柄	祖父	氏名		通勤時間	片　道　　分
仕事の内容			雇用形態	正社員・ 臨時・ 嘱託・ パート・ 内職　・派遣社員　その他（　　）	
就業時間	時　～　時 週　　日 勤務		採用年月日	年　月　日	
			雇用予定期間	令和　年　月まで（更新あり・なし）定年まで	

（あて先）伊那市長　上記のとおり相違ないことを証明します。　令和　年　月　日
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿
会社名・事業主名等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童との続柄	祖母	氏名		通勤時間	片　道　　分
仕事の内容			雇用形態	正社員・ 臨時・ 嘱託・ パート・ 内職　・派遣社員　その他（　　）	
就業時間	時　～　時 週　　日 勤務		採用年月日	年　月　日	
			雇用予定期間	令和　年　月まで（更新あり・なし）定年まで	

（あて先）伊那市長　上記のとおり相違ないことを証明します。　令和　年　月　日
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿
会社名・事業主名等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保険証添付欄	

入園に関する確認票

平成

児童氏名　伊那　花子　　生年月日　３０年　４月　３日

第１希望保育園　竜東　保育園　　令和

下記事項について確認いたします。

父の署名　伊那　太郎　印　　母の署名　伊那　洋子　印

誓約事項

1　保育園の入園決定を受けた後は、保育園の規定を守り、保育料は責任を持って期限内に納付することを誓約します。

承諾事項

1　保育料に係る世帯の階層認定を行うに当たり、保育事務担当者が私の家族、世帯の課税台帳及び生活保護、母子父子、障がいに係る台帳を確認することを承諾します。

2　伊那市が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記児童が加入することを承諾します。

確認事項

1　申込事項が事実と異なる場合は、入園承諾を取り消されても異議ありません。

2　入所理由が「求職中」の場合は入園後３か月以内の就労が要件となります。
　３か月以内に「就労証明書」の提出がない場合は退園していただきます。

3　入所理由が「母親の出産」の場合・・・出産予定日の２か月前から出産３か月後の月末までの入園となります。（多胎児は予定日の４か月前から出産６か月後の月末まで。）
（産後の体調不良等、考慮すべき事情がある場合は、子育て支援課までご相談ください。）

〔育児休業取得の場合〕
0.1.2 歳児クラス
原則、出産３か月後の月末までの入園となります。多胎児は出産後６か月末までとなります。育児休暇取得時における保育園継続利用を希望する場合は、別途申請書の提出が必要です。
（産後の体調不良等、考慮すべき事情がある場合は、子育て支援課までご相談ください。）

連帯保証人

今回入園申請する児童の保育料について、保護者が完納することを保証します。万一滞納したときは、私が責任をもって納付します。

令和　４年　１０月　２７日

連帯保証人氏名　高遠　美和　印　生年月日　昭和２１　年　７月　１日

保護者との続柄　母

郵便番号　396-0292
住　　所　伊那市高遠町西高遠 810 番地 1
電話番号　0265-94-2551

＊　連帯保証人は、同居の親族以外の成人で、市税等の滞納のない方をお願いします。

就労証明書

Ⓐ

伊那市長　　宛

証明日	西暦　　年　　月　　日
事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	—　—
担当者名	
記載者連絡先	—　—

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	□農業･林業　□漁業　□鉱業･採石業･砂利採取業　□建設業　□製造業　□電気･ガス･熱供給･水道業 □情報通信業　□運輸業･郵便業　□卸売業･小売業　□金融業･保険業　□不動産業･物品賃貸業 □学術研究･専門･技術サービス業　□宿泊業･飲食サービス業　□生活関連サービス業･娯楽業　□医療･福祉 □教育･学習支援業　□複合サービス事業　□公務　□その他　（　　）
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日　　年　　月　　日
3	本人住所	
4	雇用(予定)期間等	□無期　□有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
5	就労先事業所名	
6	就労先住所等	就労先住所（所在地）
		通勤手段　□電車･バス　自宅の最寄り（　　）　就労先の最寄り（　　） □徒歩･自転車のみ　□自動車　□その他　（　　）
7	就労先電話番号	—　—
8	雇用の形態	□正社員　□パート･アルバイト　□派遣社員　□契約社員　□会計年度任用職員　□非常勤･臨時職員 □自営業主　□自営業専従者　□家族従業者　□内職　□業務委託　□その他　（　　）
9	就労時間（固定就労の場合）	□月□火□水□木□金□土□日□祝日　合計時間　月間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		一月当たりの就労日数　月間　　日　一週当たりの就労日数　週間　　日
		平日　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		土曜　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		日祝　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
10	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　□月間　□週間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		就労日数　□月間　□週間　　日
		主な就労時間帯･シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
11	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩･残業時間を含む	年月　　年　　月　年月　　年　　月　年月　　年　　月
		日／月　　時間／月　日／月　　時間／月　日／月　　時間／月
12	産前･産後休業の取得 ※取得予定を含む	□取得予定　□取得中
		期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
13	育児休業の取得 ※取得予定を含む	□取得予定　□取得中　□取得済み　期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
14	復職（予定）年月日	□復職予定　□復職済み　　年　　月　　日
15	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	□取得予定　□取得中　期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
		主な就労時間帯･シフト時間帯　　時　　分 ～
16	保育士資格等	資格･免許取得状況　□保育士資格　□幼稚園教諭免許　□無
17	備考欄	

（※事業者証明欄はここまで）

保護者の方にご記入いただく欄になります。

保護者記載欄

児童名		生年月日	年　月　日	本人との続柄	□子　□その他　（　　）
施設･事業所等の利用状況等	□利用中　（　　）　□申込み中　（　　）				
児童名		生年月日	年　月　日	本人との続柄	□子　□その他　（　　）
施設･事業所等の利用状況等	□利用中　（　　）　□申込み中　（　　）				
児童名		生年月日	年　月　日	本人との続柄	□子　□その他　（　　）
施設･事業所等の利用状況等	□利用中　（　　）　□申込み中　（　　）				

※就労証明書様式の記載要領は当BOOKの「記載要領」シートを参照してください。

就労状況申出書

（自営業･農業等を営まれている方）

伊那市長 殿　　令和　　年　　月　　日

就労者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業形態	本人が経営 ・ 配偶者が経営 ・親族が経営 ・ その他（　　）
仕事の内容	
所得税等に関する申告	① 確定申告（又は予定）　② 源泉徴収されている（又は予定） ③ 住民税申告（又は予定）

保育園利用希望時間帯について就労状況を記入してください。

保育園利用希望時間　　時　　分～　　時　　分

次のア、イについて該当に〇をしてください。

ア）すでに就労している　　・　就労予定

→ 就労予定の場合でも【現状】欄に生活状況、【入園後】欄に予定状況を記入してください。

イ）上記ア）で、すでに就労している方のみ

就労状況が現状と入園後の状況が　　異なる　・　同じ

→ 異なる場合には、【現状】欄と【入園後】欄をそれぞれ記入してください。
同じ場合は、【現状】欄のみ記入してください。

【現状】　記入例は、すでに就労しており利用希望時間 8時30分～17時までの場合

	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	
記入例			←		→	↔	←						→	
			同伴就労			休憩			育児・家事					
父														
母														

【入園後】

	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	
記入例		送り	←		→	↔	←			→	お迎え			
			就労			休憩	就労							
父														
母														

	父	母
休日	曜日	曜日
月就労日数	日	日
月合計就労時間	時間	時間

※事業が確認できる書類と合わせてご提出ください。